

庄内町告示第55号

令和7年度庄内町認定農業者の会補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町認定農業者の会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の農業の担い手育成を図るため、会員の経営能力、作物栽培技術等の向上及び会員相互の連携（次条において「事業」という。）を行う認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）で組織する庄内町認定農業者の会（次条及び第6条において「認定農業者会」という。）に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町認定農業者の会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、認定農業者会が実施する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 研修費
- (5) 通信運搬費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、4万5,000円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定農業者会は、前項の規定

により概算払を受けようとするときは、令和7年度庄内町認定農業者の会補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

[illegible]

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

令和7年度庄内町認定農業者の会補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和7年度庄内町認定農業者の会補助金について、令和7年度庄内町認定農業者の会補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名		店名	
種目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			